

前回会合で委員から指摘のあった 事項への回答について

平成30年12月10日

経 済 産 業 省
環 境 省

指摘事項	回答
① 海外メーカーの製品については、DFEに係る取組が行われにくいのではないかと。	家電リサイクル法は「製造業者等」が再商品化等義務を負っているところ、海外製であるか国内製であるかに関わらず、指定法人に委託して再商品化等を行う製造業者等については、DFEに係る取組を家電リサイクルプラントとの委託関係を通じて行うことが難しい場合があると考えられる。一方、指定法人に委託して再商品化等を行う製造業者等は、製造等の台数が一定基準以下である必要があり、現下の引取台数に鑑みても、指定法人に委託している製造業者等の廃家電4品目の引取台数が大きな割合になることは短期的には想定されない。（本合同会合の資料2の11頁を参照）
② 家電リサイクルプラントが廃棄物処理法に基づきリサイクルした台数について、把握するようにしてほしい。	平成29年度の処分台数については経済産業省・環境省で調査を行い、回収率の分子に計上した。
③ 経済産業局・地方環境事務所と地域電機店の連携を更に進めたい。	前回合同会合の御意見を踏まえ、昨年度から、経済産業局・地方環境事務所と地域電機店の連携の機会を増加させたところ。（本合同会合の資料3-1の1頁を参照）
④ 周知広報活動の結果を示すデータを示してほしい。	本合同会合の資料3-1の1頁及び参考資料4により御説明
⑤ 小売業者の引取義務の対象とならない廃家電4品目への対応について、自治体がホームページに掲載する前に小売業者と調整してもらいたい。	御指摘を踏まえ、今年度は小売業者の協力を希望する市区町村について、市区町村の意向を環境省が取りまとめ、市区町村と小売業者が直接調整するよう支援を行っている。（本合同会合の資料3-2の4頁を参照）
⑥ 小売業者の引取義務の対象とならない廃家電4品目については、一般廃棄物扱いであるため市町村の責任で処理することとなっているが、効果的に処理を進めるためには関係者が連携協力して取り組む必要がある。	御指摘を踏まえ、今年度は環境省が都道府県及び小売業者の団体と調整しながら、市区町村における回収体制構築の支援を行っている。（本合同会合の資料3-2の4頁を参照）
⑦ 小売業者の引取義務の対象とならない廃家電4品目について、人口規模の大小にかかわらず優先的に対応を進めてほしい。	今年度の取組においては、都道府県及び小売業者の団体と連携を行い、人口規模の大小にかかわらず全国一斉に進めている。（本合同会合の資料3-2の4頁を参照）

指摘事項	回答
<p>⑧ 自治体の人員不足により小売業者に引取義務が課せられていない廃家電の回収体制構築が困難である。</p>	<p>多くの場合、回収体制構築においてネックとなるのは家電リサイクル制度に対する市町村の担当者の理解であると考えている。今年度は、環境省と都道府県が連携し、都道府県単位で体制構築の状況について一旦とりまとめをいただくこと等を通じて、市町村の担当者へ制度を丁寧に説明し、体制構築につながるよう取組を進めている。</p>
<p>⑨ 小売業者の引取義務の対象とならない廃家電4品目について、体制構築ができていない自治体の名称を公表すべきではないか。</p>	<p>現在、市区町村、都道府県、小売業者など各主体が連携して取組を進め、一定程度の進捗が見られているところであることから、当面、回収体制構築等の完了に向けて現状の取組を進めていった上で、それでもなお体制構築が難しい市町村に対しては、その状況に応じ別途対応を検討したい。</p>
<p>⑩ 「義務外品」という呼称は分かりにくく、正式名称は長くて伝わりにくい。適切な呼称を考えるべきではないか。</p>	<p>ガイドラインでは「小売業者の引取義務外品」という呼称を使用しているが、引き続き、より分かりやすい呼称を考えてまいりたい。当会合においては「小売業者に引取義務が課せられていない廃家電」と呼称している。</p>
<p>⑪ 規模などに関わらずすべての自治体を一律に扱う仕組みではなく、実態に合わせた仕組みが必要ではないか。</p>	<p>小売業者に引取義務が課せられていない廃家電の回収体制の構築に関しては、今後、現在の方針に基づき調整を進めた上で、それでもなお体制構築が難しい市町村に対しては、その状況に応じ別途対応を検討したい。</p>
<p>⑫ 自治体において、小売業者の引取義務の対象とならない廃家電4品目の体制構築ができた場合、環境省から指定法人サイトへの登録の連絡をもらうことになっているが、年1回しか連絡が来ないので、すぐに教えてほしい。</p>	<p>回収体制等の構築が完了した自治体について、定期的に情報共有してまいりたい。</p>
<p>⑬ 小売業者の引取義務の対象とならない廃家電4品目関係を中心として、自治体の取組を審議会の場で紹介してはどうか。</p>	<p>小売業者に引取義務が課せられていない廃家電については、回収体制構築に向けたガイドラインにおいて自治体の対応事例を紹介している。今後、優良事例を取りまとめた際には自治体へ共有するとともに当会合の場での紹介についても検討したい。</p>
<p>⑭ インターネット販売モールサイト運営事業者に対する働きかけを強化すべきではないか。</p>	<p>本合同会合の資料3-3の5~7頁により御説明</p>

指摘事項	回答
⑮ 家電リサイクル法の案内を何ら表示していないインターネット販売事業者に対して、指導を徹底するべきではないか。	本合同会合の資料3-3の5~7頁により御説明
⑯ 現行法においては、小売業者が高額な収集運搬料金を設定することが可能であり、実質的に消費者からの引取を回避することが可能であるので、料金比較などを行い、引取義務を回避しようとしているインターネット販売事業者等への措置を講じていくべきではないか。	平成29年度に小売業者の収集運搬料金の設定の考え方をヒアリング調査したところ、インターネット販売事業者の場合、引取体制の構築の方法がより多様であり、収集運搬料金の設定方法も事業者ごとで大きく異なるという傾向が見受けられた。金額のみを捉えて画一的な比較を行うことは困難であると考えられるが、立入検査等においては、適正な原価を勘案した収集運搬料金の設定を行っているかを確認している。
⑰ 家電量販店は1グループで複数の法人を有するようになった。こうした変化に対応した仕組みを作っていただきたい。	それぞれの法人が個別の義務主体であるが、企業グループ内で相互連携を行いやすくする仕組みや運用としてどういったことが可能か、引き続き検討してまいりたい。
⑱ 引越業者・解体工事業者については、フロー推計上も、こうした者による引取りから不適正ルートに流れている台数が多いことが示されているので、対応を進めてほしい。	本合同会合の資料3-3の9~10頁により御説明
⑲ 廃棄物処理法改正法の執行をしっかりと行っていただきたい。不用品回収業者への取締りが緩むことがないようにしてほしい。	有害使用済機器の規制に関する廃棄物処理法の改正に関しては、本年4月に施行されたところであり、その確実な執行のため、環境省で自治体向けのガイドラインの作成等を実施しているところ。また、不用品回収業者への取締りについても、継続的に自治体に対する支援等を実施している。
⑳ 不法投棄対策やヤード業者指導については複数自治体が連携して取り組んでいる事例もあるので、そうした事例を紹介してほしい。	環境省において、「無許可の不用品回収業者の対策及び不法投棄未然防止対策等の事例集」を平成27年度に編纂し、28年度に各自治体へ配布した。また、平成28年度には「違法な廃棄物回収業者の指導・取締の強化に関する手引き」を策定し、自治体向け説明会等で配布している。
㉑ 自宅のポストにチラシが入っていた不用品回収業者についての対応依頼を行ったが、その結果の回答がない。結果はどうであったか。	いただいた情報については、その都度所管の自治体へ情報提供している。なお、不用品回収業者の対策に関する取組については本合同会合の資料3-4の3頁を参照。

指摘事項	回答
<p>②② 単身の高齢者でも廃家電4品目を排出しやすい仕組みの構築が必要ではないか。</p>	<p>小売業者が引取義務を果たすにあたっては、排出者が排出する場所(排出者の自宅等)での引取りが必要であり、店頭持込みのみで引取りを行うことは認められていない。また、自治体において、小売業者に引取義務が課せられていない廃家電4品目の回収体制を構築するにあたって、同様に、排出者宅での引取りが行えることを必要としている。家電リサイクル法の徹底を行うとともに、自治体における体制構築を進めていくことで、単身の高齢者であっても廃家電4品目を適正排出しやすい環境が整うものと考えられる。</p>
<p>②③ 一般廃棄物・産業廃棄物処分業者が、適正処理を行うようにするか、それが無理なら処理自体を行わないようにするか、適正な形にする対応が必要。</p>	<p>今年度の調査結果(資料4-1参照)を踏まえ、所管の自治体に対して情報提供を行うとともに、状況を確認して適正処理を担保するよう対応する。</p>
<p>②④ 有機ELテレビの回収・リサイクルに対する準備を進めるべきではないか。</p>	<p>有機ELテレビについては、現在は小型家電リサイクル法に基づく回収・リサイクルの対象となっているところであるが、出荷の状況や、組成や販売形態の液晶テレビとの類似性を踏まえて、基礎情報の整理や効率的なリサイクル方法の検討を行っている。内容については、来年度の合同会合に報告させていただく予定。</p>